# 令和8年度保育園継続手続きについて

関ケ原町役場 住民課

来年度、引き続き入所を希望される児童の保護者の方は、「現況届」を提出してください。ただし、認定変更を希望される児童の保護者の方は、「現況届」と「支給認定申請書 兼 保育所入所申込書」を提出してください。また、2号・3号認定を希望される児童の保護者の方は、保育の必要量の確認のため、次の中から該当する書類も準備してください。

1. 外勤等、居宅外 就労証明書

で就労している

場合

2. 自営業・内職等 就労証明書

居宅内で就労し 前年の確定申告書 又は 営業証明書

ている場合

3. 農業に従事され 就労証明書ている方 耕作証明書

4. 妊娠・出産、疾 診断書 又は 母子手帳、出産証明書、身体障害者手帳又は療育手帳の写し

病等の場合 〔疾病等・・・入院や自宅療養の期間が1ヶ月以上の場合〕

5. 病人介護の場合 病人等の診断書等

〔親族の1ヶ月以上の入院付添、同居人の介護、居宅療養の介護〕

● 6. 求職の場合 ハローワーク、パートバンクの登録証 又は 面接通知

〔入園可能期間 3ヶ月〕

7. 就学の場合 在学証明書

● 8. 育児休業を取得 育児休業取得証明書兼同意書

している場合 就労証明書

※ 上記の書類は、児童からみて保護者(父母)分の提出が必要です。

- ※ 就労証明書、その他の証明書用紙は役場住民課 又は 各保育園に用意してあります。
- ※ 保育料引落しの口座を変更される方は、口座振替用紙を提出してください。 (大垣共立銀行・十六銀行・西美濃農協の各支店、ゆうちょ銀行)

◇ 入園受付 ◇

受付期間 令和7年12月1日(月)から 令和7年12月26日(金)まで

受付時間 午前8時30分 から 午後5時15分 まで

受付場所 関ケ原町役場住民課 または 各保育園(園長)

- ※ 保育園に書類を提出される場合は、園長が記載内容を確認させていただきますのでご了承ください。
- ※ お仕事の都合等で、上記の時間内にお越しいただけない場合は住民課までお電話下さい。
- ※ その他ご不明な点は、役場 住民課 児童福祉係までお問合せください。

【関ケ原町役場 住民課 43-1113(直通)】

## 保育の必要性の認定とは

保育の必要性に応じ以下の3つの認定区分により施設を利用することになります。

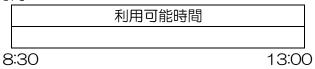
認定区分	給付の内容			
1号認定 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、	教育標準時間			
2号認定子ども以外のもの				
2号認定 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、	保育短時間(8時間)			
保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において	保育標準時間(11時間)			
必要な保育を受けることが困難であるもの				
3号認定 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、	保育短時間(8時間)			
保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において	保育標準時間(11時間)			
必要な保育を受けることが困難であるもの				

### 保育の必要量の認定区分(2号・3号認定)

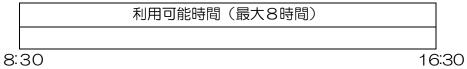
保育短時間(8時間)	保育標準時間(11時間)	
証明書類等により、1か月64時間以上、	証明書類等により、1ヶ月120時間以上の	
120時間未満の就労等を行っており保育が	就労等を行っており保育が必要と認められる	
必要と認められる場合	場合	

給付の内容別の利用時間

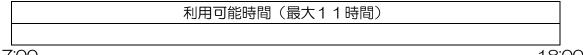
### 教育標準時間



# 保育短時間 最長8時間



# 保育標準時間 最長11時間



7:00

#### 令和8年度保育料について

#### ★ 幼児教育・保育の無償化について

・無償化の対象となるお子様は…

国の制度改正により、住民税非課税世帯の3歳未満児のお子様の保育料と、3歳以上児のお子様の保育料は0円となりました。

但し、対象年齢等のお子様であっても、私的契約児のお子様は今回の無償化の対象外であり、引き続き従来の保育料をご負担いただきます。(無償化の対象となるのは、保育の認定を受けたお子様のみ。)

### ・副食費の実費徴収について

上記記載のとおり、3歳以上児のお子様の保育料は0円となりますが、これまで保育料の中に含まれていた給食の材料にかかる費用につきましては、保護者の皆さまの自己負担(額は下記表のとおり)となります。

(単位:円)

認定区分	月額
第1号認定	4, 000
第2号認定	4, 500

#### ・保育料(利用者負担額)について

保育の認定を受けた3歳未満児のお子さん、私的契約児童のお子さんの保育料は、次のとおりとなります。

(単位:円)

			月客	頁
	段階区分		3歳未満児	
			保育標準時間	保育短時間
А	生活	5保護世帯	0	O
В1	町月	民税非課税世帯であるひとり親世帯等	0	O
В2	町月	民税非課税世帯であるひとり親世帯等以外の世帯	0	О
С	1	町民税均等割のみ課税の世帯である	4.500	4.450
		ひとり親世帯等	4,500	4,450
		町民税均等割のみ課税の世帯である	40000	0.000
		ひとり親世帯等以外の世帯	10,000	9,900
	2	町民税所得割課税額	7.500	7.400
		48,600円未満の世帯であるひとり親世帯等	7,500	7,400
		町民税所得割課税額	40000	4 5 000
		48,600円未満の世帯であるひとり親世帯等以外の世帯	16,000	15,800
D	1	町民税所得割課税額	0.000	0.000
		48,600円以上77,101円未満の世帯であるひとり親世帯等	8,000	8,000
		町民税所得割課税額		
		48,600円以上97,000円未満の世帯であるひとり親世帯等以外	21,000	20,700
		の世帯		
	2	町民税所得割課税額	24.000	23,600
		97,000円以上133,000円未満の世帯	24,000	23,000
	3	町民税所得割課税額	27,000	26.600
		133,000円以上169,000円未満の世帯	27,000	26,600
	4	町民税所得割課税額	29,000	28,600
		169,000円以上235,000円未満の世帯	29,000	20,000
	5	町民税所得割課税額	24.000	20.500
		235,000円以上301,000円未満の世帯	31,000	30,500
	6	町民税所得割課税額	33,000	32,500
		301,000以上397,000円未満の世帯	33,000	32,000
	7	町民税所得割課税額	25,000	24 500
		397,000円以上の世帯	35,000	34,500

(単位:円)

	月額	
3歳未満児	3歳以上児	
35, 0	000 27, 0	000

- 1 階層区分認定の基礎なる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。
- 2 第2号認定児童又は第3号認定児童の世帯であって、同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が、保育所を利用している場合において、上から2人目の児童の保育料は半額、3人目以降の児童の保育料は無料となります。
- 3 第2号認定児童又は第3号認定児童の世帯であって、同一世帯に保育所のほか、小学校に2人以上の児童がいる場合は、保育所に通う児童の保育料は無料となります。
- 4 保護者と生計を一にする子ども(保護者に監護される者、保護者に監護されていた者、保護者 又はその配偶者の直系卑属)の人数により、次の世帯の保育料は下表のとおりとなります。

認定	段階区分	1人目の子	2人目の子	3人目以降
区分				の子
第2号	町民税均等割のみ課税の世帯である	基準額表に	基準額表に	無料
•	ひとり親世帯以外の世帯	定める額	定める額の	
第3号			2分の1	
	町民税所得割課税額	基準額表に	無料	無料
	48,600 円未満の世帯である	定める額		
	ひとり親世帯等			
	町民税所得割課税額	基準額表に	基準額表に	無料
	48,600 円未満の世帯である	定める額	定める額の	
	ひとり親世帯等以外の世帯		2分の1	
	町民税所得割課税額	基準額表に	無料	無料
	48,600 円以上 77,101 円未満の世帯である	定める額		
	ひとり親世帯等			
	町民税所得割課税額	基準額表に	基準額表に	無料
	48,600 円以上 57,700 円未満の世帯である	定める額	定める額の	
	ひとり親世帯等以外の世帯		2分の1	

\*表の「ひとり親世帯等」とは、母子(父子)世帯、世帯構成員に身体(精神)障害者手帳・療育手帳 交付者、特別児童扶養手当支給児童、障害基礎年金受給者がいる世帯のことをいいます。